

Title	古版経済書解題 一千七百七十五年版ジャック・ネッケル著 穀物立法及び穀物商業論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.2 (1942. 2) ,p.123(27)- 137(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19420201-0027
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420201-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が不可能であり、むしろ假想的に可能なる需要量を憶測し得るのみである。

尙、最近の新聞紙上に紡績聯合會の推計が報ぜられたが、それに依ると東亞圈内の原棉需要量二千萬擔、現在の自給可能量五百萬擔差引千五百萬擔の不足となつて居る。(東京朝日、一月卅日)如何なる推計方法に基くか今これを詳かにしないが、筆者の最低約一二八萬廳、約二二三萬擔、最高一七二萬廳(二八六二萬擔)と比較して、かなり少額である。(昭和十七年二月稿)

附記 本稿に於いては諸種棉花の質の相違を無視した。各種棉に就いての夫々の需要量を推計することが至難だからである。然し東亞の棉花需要は上質棉を要求することが少いのだから、斯くの如く質の相違を無視しても、實際上重大なる支障は生じないと思ふ。これは改めて斷るまでもないことと思ふが念の爲め附記して置く。

古版經濟書解題

一千七百七十五年版ジャック・ネッケル著『穀物立法及び穀物商業論』

高橋 誠一郎

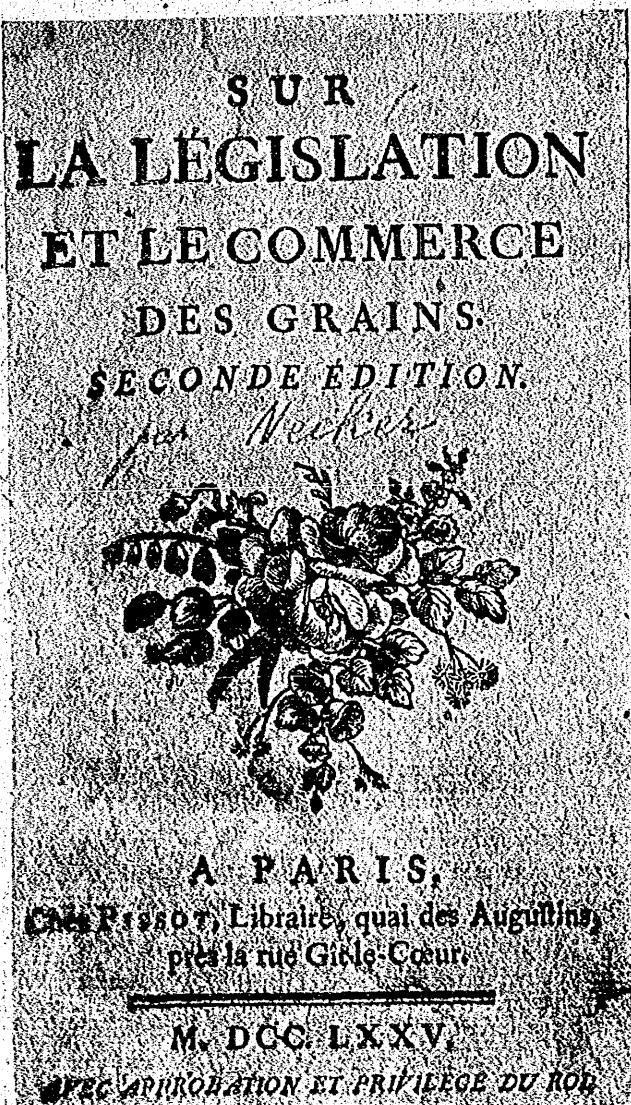
一千七百七十五年に巴里で出版せられた『穀物立法及び商業論』(Sur la Léislation et le Commerce des Grains)と題する書は匿名ではあるが、其の著者が佛蘭西大革命時代の同國財務長官ジャック・ネッケル(Jacques Necker)であることは明かな事實である。

ネッケルは獨逸人の血を傳へて、一千七百三十二年九月三十日、デ・ネーヴに生れた。彼れは其の初等教育を瑞西に於いて修了した後、歳十五にして巴里に出で、十二年間ヴェルネ(Verne)銀行に勤務し、一千七百六十二年、彼れと銀行家テラソン(Theilsson)とは同銀行を引き受け、テラソン・ネッケル會社(Theilsson, Necker & Co.)の名の下に巴里に於ける最も有力なるものゝ一たらしめた。彼れは急速に巨富を積み、又幾許ならずして官界に知己を得、一千七百六十五年には佛蘭西東印度會社(Compagnie Française des Indes)の取締役と爲り、更に同六十八年には佛蘭西朝廷に於けるデ・ネーヴ共和國辦理公使となつた。一千七百六十九年六月、モルノー(Abbé André

Morellet)は『印度會社實狀論』(Mémoire sur la situation actuelle de la Compagnie des Indes)二卷を巴里にて出版し、同會社の獨占的特權を攻撃し、遂に同年八月十三日を以つて、一千七百六十九年より八十五年に亘つて同會社の特許を停止せしむるに至らしめたのであるが、ネッケルは之れに對する『辯駁書』(Réponse au mémoire de Morellet sur la Compagnie des Indes)を巴里に於いて出版し、名聲を博した。一千七百七十二年、大藏省を援助するが爲めに企圖せられた商談に成功せるを名残として、歳四十にして、政治と著作とに其の身を捧ぐるが爲めに實業界から退隱した。彼れは當時無秩序混亂の極に達して居つた政界を指導するに足るの能力を有することを自信して居つた。其の翌一千七百七十三年、巴里に於いて『ジャン・バチーリスト・コルベール讃辭』を出版し、之れを四部に分つて、此の大政治家を辯護し、之れに註記を附して當時經濟思想界を支配して居つた重農主義的學說に反對して彼れの新重農主義的信仰を表明し、佛蘭西學士院賞を授與せらるゝの名譽を膺ふことが出來た。此の著の一千七百七十六年版は Eloge de Jean-Baptiste Colbert, Discours qui a remporté le prix de l'Académie Française, en 1773. と題せられてゐる。著者の名は記されてゐない。

吾人が茲に解題を施さんとする彼れの『穀物立法及び商業論』は、之れに次いで現れたものであつて、一千七百七十四年九月に完成し、一千七百七十五年四月十八日に發賣の免許を受け、同月二十日を以つて賣り出されたものであるが、初版は直ちに賣り盡され、六個月を出でずして三版を出すに至つた。爰に寫眞版として挿入するのは、本書再版の表題頁である。

一千七百六十一年八月八日以來、十三個年問、リモーデユの知事を勤めて居つたアンヌ・ロベール・ジャック・チュルゴオは一千七百七十四年七月十九日(二十日?)を以つて海軍大臣に任ぜられ、廳がて、在職僅かに一個月有餘に



して大蔵大臣に轉じ、愈々多年抱懷せる經濟的自由主義を實現するに必要な權威を掌握することゝなつた。彼れは一千七百七十四年九月十三日、穀物取引に對する制限を廢止し、穀物をして佛國を通じて自由に流通せしめんとを期したのである。然しながら、這般の政策は直ちに重商主義者と自由交易論者との間の小冊子戰を展開せしめなければ已まなかつた。ジャック・ネッケルは恰もチュルゴオが穀物の輸出及び國內取引の制限を撤廢するの法令を發布せんとしつゝあつた際に、重農主義者等によつて主張せらるゝ穀物輸出の自由に反對して、フェルディナンド・ガリアニ流の思想を宣明するが爲めに其の筆を執つたのである。ガリアニの『小麥取引に就いての對話』(Dialogues sur le Commerce des Blés)の出版せられたのは一千七百七十年の交であつた。

二

此の書は緒言の外、四部より成るものであつて、著者は其の第一部に於いて穀物輸出を、第二部に於いて國內取引の自由を論じ、第三部に於いて、一般穀物取引に適用せられ得る時に著明なる改正を検討し、第四部に於いて、多數の不便を除去す可き法律に關し自己の意見を忌憚なく表明して其の著を結ばんとする。(ibid, seconde édition, Paris, 1775, p. 9.)

著者に從へば、經濟學に於ける如何なる問題と雖も、穀物の其れよりも、更に深刻であり又更に廣汎なる考究の對象たるものは存することがない。それは社會の最大なる諸原理と結合せられてゐる、それは人間本性の最も古い諸權利に遡るものである、斯程まで公秩序と關係を有する題材の研究に倦むは不可能である。(ibid, p. 12.)。然も亦、是れよりも更に難解にして更に錯綜せる研究は存することがない。時に吾人は同一の原理より發出しながら全然相違せる結果を看出し、時に是れ等の結果は反作用を有し、驕がて立ち替つて第一原因たるの觀を呈し、

往々にして其の由來する原理よりも一層通俗化するに至り、是れ等のもののみ唯り注意を集め、而して其の從屬性を確定せしむることが容易ではない。(ibid, p. 34.)。あらゆる所に於いて、眞理は之れを追求する者を回避し、若しくは疲勞困憊せしめんことを欲するの觀がある。眞理は特に、例外と留保と修正とに取り圍まれ、總べての單純にして一般的なる總念を拒否するが如くに見える。而して、斯くの如き不斷の多様相の唯中に於いて眞理は探求せられ又捕捉せられなければならぬ。一國に於いて自然法によつて命ぜられた觀のある穀物立法は是れよりも地味劣り、地位異なり、而して相反する風習によつて支配せらるゝ他の地方に於いてはあらゆるものを混亂せしめることとなるであらう。然しながら、ネッケルを以つて觀れば、穀物取引に適用せられ得る絶好の制度を選択することを困難ならしめるものは唯り是れ等の政治的相反のみではない。社會の内部に一瞥を加へよ、然らば、此の重要な對象を全然別箇の態度を以つて眺める之れを構成するあらゆる別箇の階級を見る可きである。蓋し、人々の注意は習慣の支配の下に立つものであり、而して彼れ等が故意に不正でない場合に於いてすら、殆んど常に其の利害によつて決定せられるからである。地主は其の注意の成果と彼れに屬する土地の產物以外の何物をも小麥に於いて認めることなく、彼れは彼れの他の所得を處分すると同一の方法に於いて之れを處分するであらう。商人は單に賣買する商品としてのみ這般の貨物を考察する、彼れは其の利益の導くが儘に自由に之れを購ひ又之れを再賣するであらう。彼れは其の流通が商業の一般法規に從ふ可きことを要求するであらう。庶民は深く考へることはないが、而も、彼れ等の本能に教へられ、彼れ等の欲望に指導せられて、小麥を其の生存に必要な要素と觀る。彼れ等は地上に在るものである。彼れ等は生きんとするものである。彼れ等は其の勞働によつて彼れ等の生存の資を獲得せんことを欲する。彼れ等はそれを彼れ等に保證する底の法律及び規制を要求する。是れ等三階級の人々は彼れ等の權利を防

護するが爲めに最も厳しい名を呼び立てる。地主は財産の權利を、商人は自由の其れを、庶民は人道の其れを呼ぶ。(ibid., p. 46.)。立法者は斯くの如き利害、原理及び意見の絶えざる衝突の裡に在つて眞理を求めなければならぬ。(ibid., p. 7.)。

三

ネッケルは先づ「穀物の輸出に就いて」論ずる其の著第一部第一章に於いて「如何なる關係の下に於いて、穀物の輸出を検討しなければならぬか」を論ずる。經濟學者等は永續的法律によつて佛蘭西に於いて自由輸出を許可するを以つて便宜と做すの點に於いて、何等の疑惑をも示すことがない。彼れ等は總べて最も神聖なる權利の名に於いて這般の自由を要求する。彼れ等は農業の奨励並びに總べての最も貴重なる社會上及び政治上の利益を這般の自由に依存せしめる。此の重要な問題に就き孰れに與す可きかを選ぶが爲めには、吾人は必然國家の繁榮に對する其の關係に於いて之れを考察しなければならぬ。社會制度は何等他の基礎を有することを得不い。一國民の爲めに作られたあらゆる法律は須らく一般的福利に其の根源を求む可きである。(ibid., p. 11-12.)。一國の繁榮は何に存するか。此の世に唯一の社會のみが存したとしたならば、國家の繁榮並びに其の成員の最大幸福は同義語であつたであらう。然しながら、利害及び感情に於いて分裂せる種々なる社會の構成は直ちに是れ等のものゝ各々を驅つて其の幸福を顧慮するの念に加ふるに之れを保存するに必要な注意を以つてせしめた。是に於いて乎、一國の繁榮は必然幸福と強力の結合に依存するに至つた。幸福の願望は唯り秩序、正義及び公平の單純なる觀念を要求したに過ぎなかつた。強力は相次いで總べての政治的結合を生ぜしめた。而して、主權者の職能は大となつた。富の生産、労働、商業及び工業等の如き其の幸福との關係に於いては唯り得手勝手なる私的利益にのみ支配せらるゝの觀あるも

のは、公權力との關係に於いては政府に取り調停及び取締の對象となるのである。吾人が兎角謬見に陥り勝ちなるは、社會に取つて缺く可らざる是れ等の兩條件即ち幸福と強力とを再結合し而して一緒に考察することなきに因るものである。專制君主の大臣は強力のみを考へ、熱心なる人道の友は唯り幸福の爲めのみ計畫を立てる。一は兵士の外何物をも要求することなく、他は總べての防禦の手段を敗滅に委せしめんとする。聰明なる爲政者は是れ等致命的誤謬に陥ることなきを期する。彼れは彼れが幸福の爲めに建立する堂宇を力によつて支持する。(ibid., p. 13-14.)。

ネッケルは、富と人口とは力の二源泉であるが、而も、人口は富よりも遙かに確實なる強みであると斷定する。(ibid., p. 21.)。彼れは富が幸福に對して有する關係と人口が幸福に對して有する關係とを論じ、(ibid., chap. v, p. 1.)、而して、其の資本家の動産上の所得に依るか、若しくは其の住民の工作品の交換に依つて、外國の小麥を以つて食料の大部分を供せられる國家が存してはゐるが、而も、大國は自己に屬する廣大なる資源を必要とする旨を述べる。大國に在つては、人々は其の國土自身によつて生産せられる生存資料に比例するの外は増加し且つ永續するを得ざるものである。斯くて農業は佛蘭西の如き王國に在つては人口の第一源泉である。其の人口の支持及び範圍に必要な第二の事情は、斯くの如くして一社會に於いて増殖せられる諸種の生存資料が之れを構成する住民を養ふが爲め使用せられなければならぬと云ふことである。多くの小麥を生じ而して其の或るものを絶えず外國人に賣る國は不完全なる人口を有す可きであらう。斷じて何等の小麥をも外國人に賣ることはないが、而も、其の土地をしてそが之れを賣ることが出来るだけ多くを生産せしめることのない國は等しく不完全なる人口を有す可きであらう。斯くて、ネッケルは穀物の輸出が一國の人口の主要なる源泉の上に如何なる影響を及ぼすかを研究しようと

する。(ibid., p. 33-34.)

彼れは恒久的穀物輸出の自由が、實に佛蘭西に於ける農業の進歩に取つて必要でないばかりでなく、却つて有害なることすらあり得るものと観た。(ibid., chap. ix, x.) 彼れを以つて觀れば、最大可能なる耕作の水準まで人口を増加せしむるが爲めには、其の國が諸職業、技術及び製造業を以つて満さる可きことが絶対に必要である。(ibid., p. 49.) 而して、穀物輸出の恒久的自由は製造業を損傷する。(ibid., chap. xi.) 彼れは穀物輸出の恒久的自由が價格の上に生ず可き結果を論じ、小麥の恒久的高價が農業獎勵に取つて必要に非ざる所以を述べ、而して其の價格が勞働、課税、他の大地の生産物の價格、及び外國財貨に對する關係を説く。(ibid., chap. xvi-xix.) 彼れは更らに進んで、小麥の所有者の利益と農業に取つて必要な獎勵との間の差別を論じ(ibid., chap. xx.) 小麥の價格の一時的騰貴が製造業に取つて甚だ有害であり、(ibid., chap. xxi.) 又、多數の國民的製造業者は其の工作品の價格が恰好なるを得るが爲めに生存資料の恰好なる價格に關心を有することが大であり、従つて穀物の恒久的高價は其の國民によつて使用せらる可き製造品に取つて不利であつて、吾人が外國より工業製品を購入する時には、常に國民的繁榮を犠牲として外國の人口及び富を増加することゝなると説く。(ibid., p. 120-121.) 穀物輸出の永續的自由は國民的製造品の外國貿易を損傷する。這般の貿易は小麥の其れに優越する。著者は、外國人に對して販賣せられる商品の價值が勞働の價格から構成せられることが愈々多ければ、遂行せらるゝ貿易は益々國家の人口を増加するに資するものと觀る。(ibid., p. 139.) 然も猶ほ幾多の著者は、小麥の販賣が一國に取つて最も有利であることを主張する。人々が斯くの如く思惟するは、彼れ等が一國の人口に關與することなく、其の富に關與するが爲めではあるまいか。ネッケルは此の後の見地を以つてしても、製造品の貿易が等しく最も便宜なる所以を

容易に證明するを得るものと考へる。(ibid., p. 140.)

次いで、著者は穀物輸出の自由を之れが人々の現在及び恒常の意見に對して有する關係に於いて考察する。彼れは先づ這般の問題を其の人間の本性に對して有する關係に於いて検討する。(ibid., chap. xxiv.) 貧民が穀物の價格騰貴し、其の生活を不安定ならしむるを見るの時、如何にして、彼れが輸出に對し、若しくは彼れが其の不幸と其の不安の責を歸せしむ可き或る一定の國法に對して叛起することなきを得るか。(ibid., p. 152.) 著者は庶民(Peuple)なる語に定義し、其の困窮の泉源を探り、而して穀物に關する法律が其の運命を緩和し得る殆んど唯一のものであると説く。(ibid., chap. xxv.) 彼れは、財産及び自由なる語の濫用を以つて最大不幸の原因たる可きものとなし、而して穀物輸出に關聯して財産の諸權利並びに自由の諸權利を論じ、(ibid., chap. xxvi, xxvii.) 經濟學に於ける無限の自由愛と禁止に對する過度の憎惡とを以つて人間の幼年期に發するものとなした。(ibid., p. 185.) 彼れは最後に其の注意を穀物輸出の恒久的自由より移して、其の永續的禁止が賢明なる法制であるか如何かを考察し、翌年に對する慎重なる準備以上に或る一定の明かなる餘剰が存するの時、小麥の如き可成り速かに腐り易い物品の輸出を停止するは朽廢し易い貨物が永續的貨物即ち貨幣に轉換せらるゝことを妨ぐるものであるとなし、穀物問題に關する兩極端論の中道を求めんとした。(ibid., p. 189-193.)

四

第二部に於いて、ネッケルは王國內に於ける穀物交易を論じ、先づ内國穀物商業に於ける絶對的自由の利益及び不利益より始めて、(ibid., Seconde Partie, chap. i.) 小麥交易に於ける商人の介在が消費者の取引しなければならぬ賣手の數を減少せしめ、而して賣手と消費者との間に於ける力の自然的不平等を著しく増大するに由つて、穀

物をしてより、高價ならしむることを力説し、(ibid., chap. iii, iv.)、而して、商人等が穀物の國內商業に於いて如何に彼れ等の力を悪用し得るかを論ずる。(ibid., chap. v.)。

本書の第一部に於いて、穀物輸出の永續的自由若しくは永續的禁止が公共の福利に反する法制であることを明かにし、而して第二部に於いて、國內に於ける穀物交易の無制限なる自由が利益及び不利益を伴ふことを明かにした著者は、卷を改めて、第三部に於いて、自由を擁護し若しくは之れを排するあらゆる絶對の法制は國家の福利に反するの觀あるを見、永久的法律によつて命ぜられるを得るが如き恒久的に適當なる何等かの修正が存するや、若し又、如何なる法律と雖も、公益の爲めに要求せらるゝ條件を十分に満すの順應性を有し得ないとしたならば、それは毎年變更せられなければならぬか、一言にして盡せば、不利益を免れた體制は確立せらるゝを得るか、若しくは吾人は大なる缺陷を回避するを以つて満足しなければならぬかを研究せんとする。(ibid., Tome II, p. 1-2.)。

彼れは先づ穀物の輸出に適用し得る最も著明なる修正から論じて、穀物の輸出を許さるゝ價格の決定、適法に輸出せらるゝ數量及び場所に關する規定、穀物輸出に對する課税並びに之れに對して與へられる獎勵金に就いて論じ、(ibid., chap. ii-vii.)、次いで、國內商業の自由に適用せられ得る著明なる修正に移り、之れに關する古法を検討し、而して特に一市場に於けるの外如何なる場所に於いても購入するを禁止するの策に就いて論じ、更に何等一定の原理なくして、一定の市場に、一定の日に於いて、一定の穀物を賣す可きことを小作人若しくは地主に命ずるのは是非、穀物交易に對する規制を遍く諸州に委ぬるの利害、穀物の價格を決定するの得失、穀物交易に於ける政府の直接干渉、輸入獎勵金、穀物の國內流通に充當せられ得る獎勵金、年々更新せらるゝ穀物交易に關する法律の利害、穀物に關する諸法を年々討究する常置評議會の設立を論ずる。(ibid., chap. viii-xvi.)。

穀物の輸出を禁じ若しくは許す永續的法規は頗る危険なる可きである。國內的自由は種々なる利益を有するも、而も動もすれば大なる濫用に陥り勝ちである。以上列舉した改正の總べては展開せられた種々なる困難に對して單に不完全なる救済を與へるに過ぎない。毎年新法を通過するは人間の本性と不可離なる過誤に吾人を曝すものである。然らば、吾人は如何なる方法に従はなければならぬか。完全なるものが一も存することなきは疑ひのない所である。而して斯くの如きは、恐らく、穀物交易に關する深い思索から推究せられ得る最も確實なる眞理である。然しながら、最も危険なる罪過を防止し、最大多數の不利益を回避し得可き永續的法制、之れを要するに、例外と能ふ限り最も優秀なる行政の手腕とを要求す可き永續的法制が採用せられなければならぬ。(ibid., p. 75-76.)。

斯くて、ネッケルは、穀粉のみ唯り輸出せらるゝを許容す可きこと、小麦が輸出の場所に於ける相次げる二市場に於いて一セチェ (secher, 百五十六リットルの穀量) 二十リヴル若しくは其の以下に下落する際にのみ唯り輸出を許さる可きこと、這般の法規は單に十年間のみ存續す可きこと、二月一日より六月一日まで麵麴屋の手中に相當なる準備の存す可きを命ず可きこと、總べての事情の下に於いて外國より輸入せられた小麦の輸出を許す可きことを主張した。(ibid., p. 88.)。

次いで、彼れは餘剰を其の必要とせらるゝ場所に輸送するは絶對に必要な流通であり、純然たる投機者によつて行はれ而して何等特殊の場所に赴く可きことを定められてゐない穀物の購入も、小麦の價格が低廉なる際には、等しく社會に便宜なることある可きも、高價時に於いては這般の購入は致命的なることある可しと做すの原理の上に、其の國內交易に關する所論を進める。(ibid., p. 121-122.)。彼れは更らに、價格の平等を企圖するの必要、市場税、食料品の缺乏若しくは價格騰貴、首都の必要とする警戒、穀物に關する新法制定の爲めに選定せらる可き時

期、並びに穀物の問題及び經濟學一般を研究するの態度に就いて論ずる。(ibid, Quatrième Partie, chap. vii-xi)。彼れは其の結論に於いて曰く、統治する者は、人間の最大多數部分が諸法の構成に召集せられなかつたこと、不斷の勞働を餘儀なくせられて、彼れ等は自ら弘布する知識に與ることを得ないこと、斯くて、彼れ等の軟弱と彼れ等の無告の状態とは絶えず御身等の保護を要求することを斷じて忘れてはならぬ。大地の財貨の配分を有する者は御身等から唯り自由と正義とを求めらるであらう。何物をも有することのないものは、御身等の仁愛、御身等の慈悲一言にして盡せば、治安法(Loix politiques)が彼れ等の爲めに財産の力を緩和することある可きを必要とする。而して、純然たる必需品は彼れ等の唯一の財であるから、之れを取得するの心勞が彼れ等の唯一の思念である。御身等が彼れ等の福利と彼れ等の安寧とを最もよく進めることを得るは、特に、穀物に關する賢明なる法制によつてである。(ibid, p. 172.)

五

本書の成功は極めて大であつて、唯り一千七百八十八年に至るまでに二十版を重ねたばかりでなく、チュルゴオの失脚にも亦、與つて力があつた。ネッケルは此の書の出版に先き立ち、其の稿本の閲讀をチュルゴオに求め、本書が果して公表に適するや否やを知らんとしたと、彼れ等兩者の友人であつた前記モルレーは記してゐる。之れに對して、チュルゴオは「ネッケルは其の欲する所のものを出版するを得可きである、而して、世人は其の價値に基いて彼れの著作を判斷するであらう」と、にべもなく答へたと言ふことである。バシ・モーモン(Bachumont)はチュルゴオが此の書を禁止しようとしたと傳へてゐるが、之れは全然根もないことであるらしい。檢閱官は此の書を檢閱して、其の諸章句を削除したが、チュルゴオは、出版自由の原理に基き、原文の儘に之れを出版せしむ可きこと

を主張した。チュルゴオは、本書の寄贈を受けた時、四月二十三日ヴェルサイユからネッケルに書を寄せて、「私は此の問題が激情を伴ふことなくして之れを判斷し得る人々のみに興味を感じしむ可き更らに平和なる時機を待つであらう」と述べた。(Œuvres de Turgot et documents le concernant avec Biographie et notes, par Gustave Schelle, Tome IV, 1922, p. 412.)。ネッケルは之れに答へて、彼れが其の書を印刷者に交付したのは三月十二日であつて、當時に於いては毫も穀物の不足は感ぜられて居らなかつた、而して彼れが其の出版を見合す可きことを求められたならば、彼れは欣んで之れに従つて居つたであらうと説いてゐる。而も、チュルゴオの黨與の中には、ネッケルを以つて封建的特權の剛直なる支持者コンチー公(Prince de Conti)の代辯者と難するものもあつた。收穫は普通であつたに拘らず、價格は速かに騰貴を始め、冬期の末に赴くに連れて民衆の叫喊起り、終には各地に暴動を惹き起すに至つたのである。而して、チュルゴオと其の政策とに憎惡の念を懷いて居つたコンチー公は兇徒を嘯集したと云はれてゐる。(Douglas Dakin, Turgot and the ancien régime in France, 1939, p. 193.)

ネッケルは、チュルゴオの失脚後幾許ならずして、一千七百七十六年十月三十日、大藏省に起用せられて、國庫局長となり、其の翌七十七年七月一日、財務長官(Directeur-général des finances)の名を以つて大藏大臣(Contrôleur-général)の事に當つた。即ち、彼れは外國人であり、新教徒であつたが爲めに臺閣に列することを得なかつたのである。一千七百八十一年一月巴里に於いて公にせられた其の『國王に提出せられた報告書』(Compte rendu au roi)は國家の元首に對するよりも寧ろ公衆に對するものであつて、彼れは是れに由つて民望を増大したが、而も、宮廷其の他に敵を作り、同年挂冠の已むを得ざるに至つた。此の書は各地に於いて覆刻せられた。彼れは一千七百八十四年、ローザンヌに退隱中、其の主著『佛蘭西財務行政論』(De l'administration des finances de la France)三卷を

デュネーヴに於いて出版した。本書も各地に於いて重刻せられ、出版後數日ならずして八萬部を賣り盡したと傳へられてゐる。彼れは民望によつて一千七百八十八年再び財務長官の名を以つて政府に呼び返された。政府の財政は危機に曝されて居つた。公債の利子は其の支拂を中止し、國庫は空乏して居つたのであるが、彼れの復歸と共に、恰も魔術の如くに、貨幣は再び現れたのである。而も、彼れは國家の信用を支持するが爲めに其の私財を使用しなければならなかつた。其れにも拘らず、彼れに對する宮廷の憎惡は猶ほ強く、彼れは大革命勃發の三日前、即ち一千七百八十九年七月十一日、國王によつて再び其の職を免ぜられ、民衆の反抗を怖れて、秘かに佛蘭西を退去すべき旨を命ぜられたのであるが、七月二十九日、財政總理(Premier ministre des finances)として三度び閣下に召され、内閣に列せしめられ、華々しく瑞西から巴里に歸還した。瑞西から巴里に至る道路の町々では、民衆は彼れの乗物から其の馬を外して彼れ等自ら之れを引いた。而も、彼れは遂に革命の波瀾を乗り切る英雄ではなかつた。彼れは軀がて民望を失し、九十年九月八日、三度び冠を掛けなければならなかつた。其の顯職に附隨して居つた俸給を嘗つて受領することのなかつた彼れは、シャンパンの一小都市で意外にも犯罪者として逮捕せられたが、國民議會によつて釋放せられ、瑞西に歸り、デュネーヴに近い其の所有地に退隱して餘生を送り、一千八百〇四年四月九日を以つて此の世を辭した。彼れは退隱裡に在つて猶ほ諸論文の執筆を續けた。

『ネッケル賛否文獻集成』(Collection complète de tous les Ouvrages pour et contre M. Necker avec des notes critiques, politiques et secrètes)三卷は一千七百八十二年エトレンヒットに於いて刊行せられ、其の『著作集』(Oeuvres)は一千七百八十五年倫敦に於いて出版せられ、其の『手稿』(Manuscripts de J. Necker, publiés par sa fille.)は一七〇三年デュネーヴに於いて上梓せられ、其の『全集』(Oeuvres complètes de J. Necker, publiés par le Baron

de Stael)十五卷は一千八百二十一年より二十二年に亘つて巴里に於いて發兌せられた。彼れの『穀物立法及び商業論』は一千八百四十八年ギョーメンの『主要經濟學者集成』(Collection des principaux économistes, Tome XV: Mélanges d'écon. polit., etc.)に輯められた。

彼れが一千七百六十四年に結婚したサザンヌ(Suzanne Curchod)は會つて史家ギボン(Edward Gibbon)の愛人であつた才媛であつて、其の邸宅に於ける文學會は頗る華やかなものであつたが、彼れの賢妻稱讃は又ネッケルを宮廷に於いて不評ならしむるに與つて力があつたと云はれてゐる。彼れの娘は又、一代の閨秀作家スタール・オルメタイン男爵夫人(Stael Holstein)であつた。此の婦人との交遊によつて歴史學派の先蹤シモンド・ヅ・シスモンディの傳記は華かな色彩を施されてゐる。ネッケルが國庫に残して去つた私財九萬六千磅はブルボン王朝の復位以後に至つて初めて此の男爵夫人の手に歸つた。

本篇中に載するネッケルの肖像は前記『ネッケル賛否文獻集成』第一卷所載のものを複寫せるものである。原本は三邊清一郎氏の收藏に係るものを借用した。